

独占禁止法の改正が議論されている。前回、2006年の改正が四半世紀ぶりの大幅な改正といわれたのに対して、今回の改正内容はそれほどではないと思われがちだが、日本経団連など経済界が主張するように、公正取引委員会で行っている審判制度を廃止して、不服申し立ては地方裁判所にといいことにでもなれば、これも大きな改正である。

現在のところ、公取委から改正についての基本的な考え方が示されているだけで、改正の全体像がはっきりはしないが、自民党独禁法調査会での検討状況

を見ていると、政治的な情勢によって議論の方向がゆがめられているように思われてならない。

今回の改正では、不公正な取引方法に関する規制強化が問題になっている。公取委は、不当廉売による排除型私的独占や優越的地位の乱用の行為に対して

も、課徴金を課す制裁強化を図る改正を行おうとしているが、独禁法の議論では、違反行為の「おそれ」がある行為に対して、課徴金を課すべきだという意見が大半を占めている。

違反行為の「おそれ」があるような場合には、警告で対処するのが妥当であると思われる

が、警告では規制としての実効性が確保できず、「やり得」の結果になってしまつというのである。そればかりか、警告を受けるのと、かえって「安い店」という評価を受け、結果的にその店が繁盛してしまつという話がしばしば指摘されている。

確かに、大手企業が資本力にものを言わせて安売りを仕かけ、地元企業など中小・零細業者をつぶしてしまい、市場を独

占した後で高い価格を設定して、消費者に影響力行使するような行為は許されるべきではない。しかし、そのような「おそれ」のあるという段階で摘発し、課徴金などの制裁を与えるというのは法制度的にはいささか行き過ぎではないか。

このような議論が自民党で大勢を占めるのは、景気回復の状況に大手企業と中小企業とに格差が生じていること、また、参議院議員選挙の敗北を深刻に受け止め、次の選挙をにらんでのこととも思われる。小泉内閣による改革路線のしわ寄せが中小企業に及んでいることは事実であり、そのための対策は必要なことではあるが、それと独禁法の制裁のあり方とは別の問題だ。

制裁を与える場合には、その要件を明確にして、行為者に責任があることを明らかにするのが今日の法律執行の基本的な考え方である。独禁法の適用において、大手企業の行為について、市場を混乱させ、中小企業への影響がある「おそれ」の段階で、違反行為として制裁となる課徴金を課すことを認めることになれば、談合の場合でも「おそれ」があるということだけで摘発され、課徴金が課せられることにもなりかねない。

不公正な取引方法に関する規制は、法律に定められた要件に基づいているわけではなく、告示で示されているに過ぎない。この際、不公正な取引方法について抜本的な見直しが必要ではないか。

「おそれ」見越した 制裁は行き過ぎ

建設論評

(阪)